

# 介護福祉士をめざす方を応援します!

## 《介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度の内容》

貸付額

**20万円以内**

【実務者研修受講中に1回】

※申請にあたり連帯保証人が1名必要です。

貸付対象となる経費

実務者研修の受講料、教材費、参考図書、学用品、交通費、受験対策講座の受講料、国家試験の手数料 など…

貸付対象

- ① 実務者研修施設に在学し、介護福祉士の資格取得をめざす方
- ② 実務者研修施設を卒業(修了)した日または業務に従事する期間が3年に達した日のいずれか遅い日から1年以内に、介護福祉士の資格を取得・登録し、千葉県内の社会福祉施設等で介護等の業務に従事する方
- ③ 他の都道府県で本資金を借り受けていない方

※教育訓練給付制度や高等職業訓練給付金等の国庫補助事業、本資金と同種の用途である貸付金や給付金を利用している方は対象となりません。  
※令和2年4月より教育訓練給付制度との併用が可能となりました。



返還免除の要件

- ① 実務者研修を修了した日から1年以内に※
- ② 千葉県内において
- ③ 介護福祉士の資格を取得し
- ④ 介護の業務に引き続き2年間従事した場合

※実務経験年数を満たしていない方は、介護福祉士の受験資格を得てからになります。  
※介護福祉士の試験は3回まで受験できます。



貸付金の全額が返還免除されます。

※介護福祉士未登録、介護職を離職し他産業へ転職または県外への転職の場合は貸付金を返還していただきます。

受講する介護福祉士実務者研修施設を通じて申し込みしていただきます。  
(実務者研修施設の推薦が必要です。)

詳しくは、受講を予定している介護福祉士実務者研修施設にご相談ください。

お問合せ先・申込先

千葉県社会福祉協議会 福祉人材確保・定着推進部 千葉県福祉人材センター

人材確保貸付担当 TEL 043-216-3085 〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見 2-3-1 塚本大千葉ビル 5F <http://www.chibakenshakyo.net/>

2020.4.ver